

雇用保険受給の基礎知識（※文中の P〇〇は受給資格者のしおりに対応しています。）

Q：雇用保険はどれくらい受給することができますか？

A：受給できる日数は離職理由、被保険者であった期間、離職時の年齢などで決められます。（P7 参照）
一日当たりの受給金額は離職票に記載された賃金日額を基に決定されます。（P8 参照）なお、受給には一月分という単位はなく、認定日までの支給の対象となる期間中の「失業した日数」に「基本手当日額」をかけた金額が支給となります。（P10 参照）

Q：次いつ来ればいいですか？

A：最初の失業認定日は「雇用保険の手続きをされた方へ 次にご来所いただく日時・場所等について」に記載がありますので、ご確認ください。次回以降は失業認定日の都度案内いたします。（P11・12 参照）

Q：給付を受けるために必要なことは何ですか？

A：来所された失業認定日において、ハローワークは積極的な求職活動を行っていること、就職等していないことなどを確認した上で支給を行います。求職活動の一環であっても、失業の認定に求められる積極的な求職活動とは判断されないものがありますので、ご注意ください。（P13・14 参照）

Q：ハローワークは何をどうやって確認するのでしょうか？

A：皆さんは失業認定日に失業認定申告書を用いてご自身の状況を申告することになります。（P15・16 参照）ハローワークは記載内容を口頭で確認を行うとともに、必要に応じて後日記載内容にかかる調査などを行うことで確認します。

なお、失業認定申告書に正しく記載を行なう必要があるため、日々行う求職活動や就労などの内容についてはしっかりとご自身で管理し、いつでも申告できるよう心掛けましょう。

Q：失業認定日に行けないのですがどうしたらいいですか？

A：理由によって、失業認定日の変更の可否、必要な証明書の種類、次に来所すべき日などが決まってくるので、ご自身で判断することなく、まずは事前にハローワークにご相談ください。なお、やむなく事後になる場合には、連絡できるようになり次第、速やかにご相談ください。（P17～20 参照）
なお、就職が決まった場合、就職日の前日（前日が土日祝の場合はその前日）の来所を基本として、それ以外の場合は前述のとおり事前にご相談ください。（P21 参照）

その他、ご不明な点などはハローワークにお尋ねください。

また、厚生労働省動画チャンネルでは、雇用保険を受給する正しい手続きについて「基本手当を受給するみなさまへ」を配信していますので、積極的な視聴をお願いします。

動画URL <https://youtu.be/kpi3oo3bjc4>

動画QRコード

